

第5章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

1 文化財等の保存又は活用に関する事項

(1) 文化財の保存または活用に関する方針

ア 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

川越市には多くの文化財が分布し、それぞれの地域の生活に密接に関わりあいながら保護され、現在、国・県・市合わせて264件に及ぶ指定・選定・登録等の文化財がある。

(平成31年2月末日現在)

(平成31年2月末現在)

国指定等文化財			県指定文化財			市指定文化財		
種 別		件数	種 別		件数	種 別		件数
重要文化財	建 造 物	4	有形文化財	建 造 物	9	有形文化財	建 造 物	52
	絵 画	2		絵 画	2		絵 画	1
	工 芸 品	3		彫 刻	2		彫 刻	12
	書跡・典籍	1		工 芸 品	5		工 芸 品	18
重要無形民俗文化財		1		書跡・典籍・古文書	7		書跡・典籍・古文書	28
記念物	史 跡	1		考古資料	1		考古資料	7
				歴史資料	1		歴史資料	6
重要伝統的建造物群保存地区		1	民俗文化財	有形民俗文化財	1	民俗文化財	有形民俗文化財	20
				無形民俗文化財	6		無形民俗文化財	12
登 録	有形文化財	12	記念物	史 跡	3	記念物	史 跡	32
	記念物	1		天然記念物	1		天然記念物	8
				旧 跡	4			
計		26	計		42	計		196
総 計 264件								

□有形文化財（建造物）

有形文化財（建造物）は、国 4 件、県 9 件、市 52 件の計 65 件の指定がある。特に、「川越市川越重要伝統的建造物群保存地区」には重要文化財の「大沢家住宅」のほか、21 棟の市指定文化財がある。また江戸時代に喜多院の境内地であった範囲には、現在の喜多院に 6 棟、東照宮に 6 棟、日枝神社に 1 棟の重要文化財（建造物）が所在する。登録された建造物は、埼玉県第 1 号の「旧第八十五銀行本店本館（現埼玉りそな銀行川越支店）」をはじめ、12 棟ある。

□有形文化財（美術工芸品等）

有形文化財（美術工芸品等）は、国 6 件、県 18 件、市 72 件の計 96 件の指定がある。特に喜多院・東照宮には、徳川将軍家・川越藩主の奉納や天海僧正関係の国指定を中心とした文化財が多い。その他、川越城内の三芳野神社には川越藩主関係の、また川越の総鎮守であった氷川神社には「川越氷川祭の山車行事」関係の文化財が所在する。さらに古尾谷荘 13 ケ村の総鎮守であった古尾谷八幡神社にも中世の仏像が多く残される。

民俗文化財は、都市祭礼の「川越氷川祭の山車行事」が重要無形民俗文化財である。無形民俗文化財としては、その他に県 6 件、市 12 件の計 18 件の指定があり、近隣の村々にも伝統的な民俗芸能が伝えられている。有形民俗文化財としては、生活に根差した文化財が県 1 件、市 20 件の計 21 件の指定がある。

□記念物

記念物については、国 1 件、県 8 件、市 40 件がある。内訳は史跡が 36 件、樹木の天然記念物が 9 件となる。武蔵武士河越氏の屋敷跡「河越館跡」は国指定、「川越城跡」「大堀山館跡」は県指定となる。登録記念物では、埼玉県唯一の名勝地関係として「旧山崎氏別邸庭園」がある。

このように、すでに指定等文化財となっているものについては、今後も法・条例に基づき、保護に努めていく。

今後は、市内に分布する文化財について、継続的に調査を実施し、その成果に基づいて計画的に保存と活用の措置を講じていく。

その中で、建造物については、登録有形文化財、県・市指定文化財のうち歴史的風致の維持及び向上に寄与するものについて、歴史的風致形成建造物として指定を図る。

文化財は、その本来の機能や用途を維持することが重要であるが、その価値を損なわない範囲で新たな機能や用途を付加した活用も近年見られ、今後も文化財の価値に配慮した活用を図りながら、その魅力をさらに高めていくものとする。

文化財の保護は、その歴史的文化的価値を大切に保存しながら後世に守り伝えていかなければならないが、その必要性を市民が理解し主体的に参加してもらうためには、その適切な活用が求められる。そこで、市としては積極的に情報を発信するとともに、市民が参加しや

すい組織や体制づくりに努めていかなければならない。

特に、無形民俗文化財である伝統的な民俗芸能については、その保存が地域のコミュニティの形成にとっても有益であり、その普及や啓発と合せて、後継者育成に協力する。

現在、川越市では平成 23 年度より「歴史文化基本構想」について検討を開始する予定である。今後は、歴史的風致維持向上計画と合わせて、歴史・文化を生かしたまちづくりを進める。

イ 文化財の整備・修理に関する方針

指定等の文化財については、文化財としての価値を損なうことなく適切に保存及び復元を図るために文化財的な調査を実施した上で修理方針を決め、計画的に修理を実施する。修理等で現状を変更しようとする場合、文化財保護法及び文化財保護条例等関係法令に基づく手続きを行い、必要に応じて文化財保護審議会及び専門家の指導を受けながら関係者や関係機関と連携し、適切に実施する。史跡の整備は、保存管理計画及び基本計画等を策定し計画的に進める。また建物等の半解体修理等一定規模以上の修理については、修理委員会等を組織し適切に管理し実施する。民俗文化財の山車修理等についても、修理の必要性や緊急性を調査し、検討委員会の指導を受けながら実施する。

ウ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

川越市は、川越市立博物館、川越まつり会館、川越市立美術館を設置し、指定文化財の展示や文化財を生かした活用を行っているが、埋蔵文化財及び民俗資料については現在保管に留まっている資料が多いため、今後は一般公開できる施設の設置が望まれる。

博物館は、展示、保存、調査研究の学芸事業と「児童・生徒等の学習活動を援助しうる博物館」を目指した普及活動及び成人対象の学習機会の提供の教育普及事業を展開している。特に保存については、定期的に燻蒸処理や防虫対策を行い、防虫、防湿、ほこり対策を実施している。文化財の存在とその価値をより広く理解することがその保存・活用にとって重要となるが、そのために文化財の所在を示す公共サインの整備や、文化財の価値がわかりやすく解説された説明板や解説資料の充実を図る。

エ 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は多様な要素で構成されており、その変化は文化財に大きな影響を与えるため、文化財の価値や魅力が大きく損なわれないよう注意し、その保全を図る。そして、文化財を保全するためには、単体による保存だけではなく周辺環境と一体的に保全される必要がある。開発による文化財の周辺環境に変化が起こる可能性が高い状況にある本市では、都市計画法に基づく建築物の高さ制限や形態・色彩に一定の制限を設けるなど、文化財の周辺環境の保全に取り組んできた。今後も川越らしさあふれる景観を育み、次代へ継承していくため都市計画法や独自条例による積極的な活用を図る。

また、歴史的風致の維持・向上を図るための整備事業や文化財を活用するための便益施設を整備する場合は、文化財及びその周辺の景観や環境との調和に配慮して実施する。

オ 文化財の防災に関する方針

防災に関しては、普段より定期的に見回りや火の元の確認などの管理を徹底するよう、所有者や管理者などと連携を図る。万一火災が発生した場合には迅速に対応できるよう、自動火災報知機や消火設備などの設置状況を確認し、設置及び更新を行うなど、現況調査に基づく文化財の防災計画の策定を検討していく。また、消防署や地元消防団と連携し定期的に文化財収蔵施設などを巡回・点検し、非常時における防災設備の適切な使用や避難誘導ができるよう定期的な防災訓練の実施などの取り組みを通じて、日常的な防災意識の向上を図る。

地震災害への対応は、川越市建築物耐震改修促進計画の中で、文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物等については優先的、重点的に耐震化すべき建築物として位置づけている。

豪雨や台風などの自然災害については、川越市地域防災計画に示された文化財の収蔵・保管体制の整備を図り、防災体制についても整備強化に努める。

また近年、賽銭泥棒などの被害が多くなり、文化財建造物への損傷がみられるため、警察署などと連携し巡回・点検の強化や地域との情報共有化を推進し、防犯機能の向上の対策を促進する。

カ 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存及び活用を図るためには、文化財の周知に努めるとともに愛護精神を育む必要がある。そのためには、普及・啓発の機会をより多く創出することが重要である。

現在、普及・啓発については、広報誌、市ホームページ、メール配信、各種パンフレットの配布、書籍の販売などとともに、各種講演会、講座、展示、イベント、体験学習等の実施及びメディアの活用を通じ、文化財及び文化財の歴史的背景の理解につなげている。今後も各種メディアの活用や様々な機会を捉え文化財情報の発信に努める。

国指定史跡河越館跡に関しては、近年、史跡の一部の保存整備工事が完了し、「国指定史跡河越館跡史跡公園」として開園した。このことを機に、史跡の保存を図るとともに活用事業を通して、普及・啓発に努めている。また、この地が川越の地名由来の地ということに重きを置き、多くの人々に対しこの史跡を通じ、川越市の文化財及び歴史理解につなげるとともに、郷土愛へ発展させることをもねらいとしている。

キ 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市には、周知の埋蔵文化財包蔵地が345件ある。埋蔵文化財は、土地に埋蔵されている文化財として保護の対象とし、文化財保護法に基づき周知を図っている。

開発行為にあたっては、庁内の関係部局とも連携を図り、より効率的な情報の入手及び周知に努めるとともに埼玉県教育委員会と連携を図り、指導・助言を得て対応を行っている。また、事業者と事前協議を行う中で、文化財保護法に基づいた手続きに対する指導・助言をはじめとして、過去の調査データから包蔵地範囲外についても試掘・確認調査への協力を求める場合がある。このことで、貴重な文化財の滅失という危険回避を図っている。

これらの取組みにより、埋蔵文化財に関する照会件数は増加し、市民及び本市に係る事業

主等の埋蔵文化財に対する保護意識は、向上していると考えられる。

史跡における整備を前提とした発掘調査では、その意義・目的を明確にし、調査で得られた成果を整備に反映させている。

ク 文化財の保存・活用に係る体制と今後の方針

川越市の文化財の保護担当部署は、教育委員会教育総務部文化財保護課にある。職員は 11 名で、うち調査担当が 6 名である。平成 19 年度に都市計画部都市景観課が設置され、伝統的建造物群保存地区担当が移り、景観形成については、教育委員会と市長部局が連携して行うことになった。

また、文化財の活用・教育普及活動のため、市立博物館がある。

川越市文化財保護条例に基づき、「川越市文化財保護審議会」を設けている。教育委員会の諮問に応じて文化財（伝統的建造物群を除く）の保存及び活用に関する事項を調査、審議し、建議する。同審議会は現在 11 名の構成であり、専門分野は歴史 4 名、民俗 2 名、考古 1 名、建築 1 名、天然記念物 1 名、美術工芸 1 名、文学 1 名である。川越市歴史的風致維持向上計画についても、同審議会の指導・助言を受けながら推進する。

川越市川越伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、「川越市川越伝統的建造物群保存地区保存審議会」を設けている。市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査及び審議し、建議する。同審議会は現在 12 名の構成であり、専門分野は建築・都市計画 2 名、まちづくり・観光 2 名、関係行政機関の職員 2 名、関係地域の代表 6 名である。

また、その他「河越館跡整備検討委員会」、「河越館跡調査指導委員会」があり、国指定史跡河越館跡の史跡整備を円滑に進めるため、指導・助言を行っている。

その他、重要無形民俗文化財に指定されている「川越氷川祭の山車行事」に係る補助事業についての指導・助言を行う機関として「川越氷川祭の山車行事修理委員会」が設置されている。

以上のような体制のもと、審議会等の適切な指導・助言を受け、積極的に文化財の保護・活用を図っていく。

ケ 文化財の保存・活に関わる各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保護・活に関わる団体として昭和 49 年に発足した川越市文化財保護協会があり、文化財の調査研究と文化財保護に関する講演会・見学会の開催及び出版の活動を行っている。

また、川越市内の指定文化財を保存、管理するために発足した保護団体は、主に自治会等の地域コミュニティを基盤としており、伝統的な習俗を次代につなぐ伝承母体としても重要である。それら保護団体が行っている個々の活動をつなげ、情報の提供や後継者の育成を推進する必要がある。

（２） 重点区域における文化財等の保存活用に関する具体的な計画

ア 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域における歴史的風致に関わる指定等文化財の総数は 154 件である。その内、国指定文化財は重要文化財（建造物）が 4 件、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件、重要無形民俗文化財が 1 件、美術工芸品等 6 件、登録有形文化財が 10 件、登録記念物が 1 件ある。本市の国指定等文化財の約 85%が重点区域に位置する。

重点区域内の埼玉県指定文化財は有形文化財（建造物）が 7 件、史跡・旧跡が 4 件、無形民俗文化財が 1 件、有形民俗文化財が 1 件、美術工芸品等が 17 件ある。本市の県指定文化財の 70%が重点区域に位置する。

重点区域内の川越市指定文化財は有形文化財（建造物）が 33 件、史跡が 19 件、天然記念物が 1 件、無形民俗文化財が 1 件、有形民俗文化財が 18 件、美術工芸品等が 31 件ある。本市の市指定文化財の約 53%が重点区域に位置する。

以上、歴史的風致に関連する本市の国指定文化財など全体の 59%が重点区域内に分布している。これらの文化財は、重点区域の歴史的風致を形成する重要な構成要素であり、歴史的風致の維持及び向上を図るため積極的な保存・活用を図る。また、現在、保存技術を保持する地元技術者の活用、原材料の確保などが課題となっており、文化財を維持管理するシステムの構築も必要である。

文化財を適切に保存・活用するためには、長期的な見通しのもとに市の総合計画や都市計画マスタープラン等に位置づけながら行政全体と市民のコンセンサスを得たうえで適切な構想・計画を策定しておく必要がある。

「川越氷川祭の山車行事」については、「川越氷川祭の山車行事保存会」が中心となって行事の保存に努めているが、山車等の道具の修理は「川越氷川祭の山車修理検討委員会」が修理の内容等を検討し修理の方針を提案している。

現状では、個別の文化財の保護に対応している状態であるため、今後は指定文化財以外の文化財にも配慮しながら、文化財の価値の再評価を図り、文化財を生活の中に生かしながら保護する体制を構築していく。

なお、県や市から指定された文化財に対して、修理等に係る費用の補助を行うことによって歴史的風致の維持及び向上に資する。

イ 文化財の整備・修理に関する具体的な計画

□文化財の整備

・時の鐘耐震補強工事（市指定有形文化財）

時の鐘は、酒井忠勝が城主であった寛永 4 年～ 11 年（1627～1634）の創建と伝わる（松平大和守家記録）。江戸時代には、大火により何度も焼失したが、その都度再建されている。享和元年（1801）成立の「武蔵三芳野名勝図会」に描かれた鐘楼の形態は、現在の形に近いことがわかっている。明治 26 年（1893）の川越大火で全焼したが、翌年には、川越商人の尽力で再建された。蔵造りの町並みのほぼ中央に位置していることなどから、現在、川越のシンボルとなっている。

高さ約 16m の建造物であり、耐震に不安があるため、平成 25 年度に耐震診断を実施した。その結果、耐震対策の必要性が明らかになったことから、平成 26 年度に実施設計を行い、平成 27・28 年度に耐震対策工事を実施した。

・蔵造り資料館保存整備（市指定有形文化財）

蔵造り資料館は、もと煙草問屋の建物であり、明治 26 年の川越大火直後に建てられた蔵造り町家であり、添屋を伴うファサードに特徴がある。昭和 48 年以降、市所有の公開施設として、防火に対する備えや、奥行きが深く、中庭に面して棟が連続する町家ならではの空間構成を疑似体験できる場として重要である。

店蔵をはじめ文庫蔵、煙草蔵等の損傷が著しいことから、修理方法などの検討を行い、計画的な修理が必要とされるため、事前調査を実施し、保存整備を行う。

事業は、平成 26 年度に耐震診断を実施し、平成 27 年度に実施設計、平成 28 年度より耐震補強工事を実施している。

□文化財の修理

・旧山崎家別邸（市指定有形文化財）・旧山崎氏別邸庭園（国登録記念物）

大正時代に市内の菓子商の老舗の隠居所として建てられた本文化財は、土地、建物ともに市が所有している。当時の川越の迎賓館的な機能を果たした本施設は、建物から庭園の構成要素まで細部にわたり質の高さが伺える。建物・庭とも一部改変を加えられている箇所もあるが、ほぼ当時のまま残され、また設計図等が残されているため建築当時の状態に復することも可能である。現在建物のテラス部に沈下が見られ、保存のための処置が必要となっている。また照明器具・建具・調度等が当時のままで、電気配線等も古くなっているため、保存と活用を睨んだ保存修理と、文化財に影響ない場所に便益施設等の設置の計画を検討する。

平成 26 年度から 27 年度にかけて修理工事等を行い、平成 28 年度から公開している。

・旧川越織物市場（市指定有形文化財）

川越は、江戸時代から明治にかけて織物の集散地として栄えたまちである。その衰退期に、起死回生をかけて建てられたのが本織物市場であった。開設は明治 43 年（1910）で、昭和初期には廃業となり、住宅として利用されていた。川越の特色をよく示す文化財として保存活用を進めることを検討する。

また、敷地内に残る旧栄養食配給所の建築は、昭和 9 年（1934）に中小の織物工場主たちが従業員のために設立し、安くて栄養価の高い食事を配給する施設として、太平洋戦争まで運営されたものである。各地の同様な施設が戦後そのほとんどが消滅した中で、本施設は調理室等をよく残すたいへん貴重な建物であり、旧川越織物市場とともに保存活用を検討する。

修理は平成 25 年度から平成 32 年度で計画する。

・旧鶴川座

蓮馨寺門前の賑わいの中心であった旧鶴川座は、明治26年（1893）3月17日の川越大火で焼けた芝居小屋を川越座として改称して、明治31年（1898）に新築開設された。大正期に入ると活動写真の上映も行われ、外観をタイル張りの洋風映画館の姿に改修している。その後、数回の改修が行われ、さらに映画館閉館後の店舗転用に際し、客席の床を水平にするなどの改造をして現在に至っている。

・三芳野神社の修理（県指定有形文化財）

川越城内に所在し、川越城の別名初雁城の名の起こりである「初雁の杉」伝説がある神社。童謡「とおりゃんせ」も江戸時代に町民が城内の天神様を参ったことを歌ったという説もある。なお、本殿は江戸城二の丸の東照宮の移築したものとする説もある。本建物は平成元年から3年までに木部の修理を実施したが、彩色や金具の損朽が著しいため修理を検討する。

平成27年度から修理工事を行い、平成30年度に完了した。

・永島家住宅の修理（市指定史跡）

川越城の南の武家地である旧南久保町に残る武家屋敷で、県内でも例を見ない遺構である。江戸後期松平大和守家時代の建築と考えられる。最近まで民家として使用されていたが、武家屋敷として江戸時代の姿に復原できる状態にする。川越は、江戸時代の城下町として知られるが、武士関係の遺構が少ないため、今後は計画的に調査を進め、復原修理し、近隣にある同時代の文化財と一体的な活用を図る予定である。

建物の傷みが著しいため、半解体修理を検討する。修理期間は平成30年度から平成32年度で計画する。

・松平大和守家廟所保存整備（市指定史跡）

喜多院の敷地内に位置し、江戸時代後期に7代、約100年にわたり藩主を勤めた松平大和守家歴代の藩主を葬る貴重な廟所である。門塀、及び組積造の門・石垣・壇などで設えられた廟所については、経年劣化により損傷が進み、一般参拝にも支障が生じているため、構造補強を含む保存修理を実施する。

平成25年度から修理工事を行い、平成30年度に完了した。

・川越氷川祭の山車修理

川越祭りの山車の整備・修理については、平成17年2月に「川越氷川祭の山車行事」が、国の重要無形民俗文化財に指定されたため、14台の山車が国庫補助による修理事業を行っている。また、適正な修理事業を行うため、「川越氷川祭の山車行事修理委員会」を発足させており、修理に際して指導・助言を受けている。10台の山車が埼玉県有形民俗文化財に指定されているため、これらの山車については、県の指導のもと、文化財修理を行っている。

また、川越まつり協賛会も、山車修理、山車保管庫の整備について補助を行っている。今後も、

川越まつり協賛会と文化財保護課が連携し、山車の整備・修理、山車の収蔵施設充実などを通して、祭礼の伝統的な形を損なうことのないよう、川越祭りの保存と活用を図っていく。

修理は、毎年継続して実施する。

・指定文化財の保存修理事業

埼玉県及び川越市の指定を受けた文化財の修理等を行う場合は、関係機関と連携を図りながら実施する。また、修理等が終わった指定文化財については、積極的に活用を図っていく。なお、これらの修理等に係る費用の一部を助成する。

建造物にあっては、歴史的風致形成建造物に指定し、適切な修理等を進める。

○国登録有形文化財

国登録有形文化財の建造物修理については、文化財保護法に基づく手続きを行うとともに文化庁を始め関係機関と連携を図り修理内容等の技術的な指導を行う。

○国登録記念物

国登録記念物については、文化財保護法に基づく手続きを行うとともに文化庁を始め関係機関と連携を図り修理等の検討を行う。

○歴史的風致形成建造物

歴史まちづくり法第12条から第21条に基づき歴史的風致形成建造物に指定されたものについて、必要に応じ文化庁へ管理又は修理に関して連携を図るものとする。

□伝統的建造物群保存地区保存整備

川越市川越伝統的建造物群保存地区では、平成30年度末において135件が特定されている。修理事業として、伝統的建造物の外観の復原や構造補強等に要する経費について、また、修景事業として、伝統的建造物以外の建築物等の伝統様式に準じた外観の整備に要する経費についてを国庫補助対象の助成制度として、毎年継続して実施する。

・伝統的建造物群保存地区内の景観補助事業

伝統的建造物群保存地区内においては、修景基準のほかに、伝統的建造物の相似的形状に合わせるための景観基準が設定されており、市単独費による景観補助が実施されている。伝建地区を構成する地区住民の修景機会への動機付けとなるよう、毎年継続して実施し、積極的に景観事業を進める。

現状変更については、指定等文化財は関係条例等に基づき手続きを行う必要があるが、指定等文化財以外に対しては現状変更の手続きは発生しない。ただし、歴史的風致維持形成建造物に指定されたものは必要に応じて文化財保護法第70条の定めによる文化庁長官への管理又は修理に関する技術的指導を求めることができる。

ウ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

市立博物館では、学芸事業として、市民の郷土に対する理解を深めるため、「川越の歴史や文化」に関わりの深い内容をテーマに、各種展示を企画する。また市民から寄贈された文化財を広く紹介するために工夫したテーマで、収蔵品展を実施する。普及事業では、学校教育との連携の事業として市内の小学校３年生・６年生を対象とした博物館学習や教員を対象とした「ティーチャーズセミナー」を実施する。

川越まつり会館では、重要無形民俗文化財の「川越氷川祭の山車行事」に関する資料や祭り当日の様子を再現した資料や映像を通して、川越氷川祭の山車行事の歴史や祭りに関わる人々の様子の理解を図る。

エ 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域は、「伝建地区」が用途地域による商業地域、「川越城跡とされる範囲」が第１種中高層住居専用地域及び第１種住居地域、「江戸時代の喜多院及び周辺寺社地とされる範囲」が第１種住居地域となっている。「伝建地区」に関しては、商業地域という性格から開発による文化財の周辺環境に変化が起こる可能性が大きい、「川越市川越伝統的建造物群保存地区保存条例」により、現状変更の規制、その他その保存のために必要な措置を定め、このことで市民の文化的向上に資することとしている。また、この区域は、「川越市都市景観条例」に基づく「川越十カ町地区都市景観形成地域」に指定されており、地域にふさわしい計画、基準を定めることにより、川越らしい良好な都市景観を創造することに努めてもいる。

他の重点区域に関しては、用途地域による用途の制限に関する規制及び史跡としての現状変更に伴う規制、埋蔵文化財の保護に伴う事前協議と調整を求める程度の状況に留まっている。今後は、文化財の周辺環境の保全という観点から「都市景観形成地域」の指定に努めるとともに、文化財及びその周辺の景観や環境に配慮し、歴史的風致の維持向上を図るための整備事業を実施する。なかでも、喜多院周辺地域については、これまで文化財等の単体指定、並びに都市景観重要建築物への指定を行い、修理等の支援をするに止まってきたが、面的な歴史的環境の向上を図るため、都市景観形成地域を指定し、地域景観形成基準に沿った景観整備を図るとともに、歴史的地区環境整備街路事業の構想路線の整備を実施する。また、既定計画に基づく歴史的地区環境整備街路事業の実施に向け検討する。

□主な事業

・都市景観重要建築物及び景観重要建造物の活用（修理費等の補助）

都市景観重要建築物及び景観重要建造物の保存修理において、主要構造部と外観に係る修理費用についての修理補助を実施することで、歴史的町並みを構成する都市景観重要建築物及び景観重要建造物に対して、伝建地区における修理基準に準じた整備を、毎年継続して行い、文化財の周辺環境の向上を図る。

・新築修景補助事業

伝建地区においては、新築等のファサード修景について、補助の設定を行っているが、川越十カ町地区都市景観形成地域については、新築意匠における基準設定はあるものの、支援策の設定がない。そのため、指定文化財・都市景観重要建築物などの歴史的建造物に隣あっても、有効な修景措置がとれず、町並みの形成が図りにくい状況である。

このため、伝建地区をのぞく重点区域内の都市景観形成地域においても、伝建地区に準じた整備基準を設け、建築物・看板等の新築行為等に対する修景補助を実施し、文化財の周辺環境の保全を図る。事業は、平成 24 年度から平成 32 年度で計画する。

・歴史的地区環境整備街路事業

立門前線は、蓮馨寺門前の賑わいを伝える中心的な街路であり、伝建地区と中心商業地との中間に位置し、川越散策のネットワークを構成する重要な位置にある。これまでの整備に引き続き、この街路整備を行うことで、その街路は、旧鶴川座をはじめとする歴史的建造物をつなぐ回遊路となる。また、喜多院門前通り線、喜多院外堀通り線は、門前の賑わいを支えた店舗や旅館等の歴史的建造物が現在も数多く存在する通りであり、この路線の整備を実施することで、市街地北部の川越城跡、伝建地区方面から久保町通りの町並み、成田山川越別院を経て喜多院にアクセスする回遊路となり、多くの文化財の周辺環境の向上が図られる。連雀町新富町通線は、駅周辺から伝建地区や喜多院等に向かう街路であり、沿道には登録有形文化財の旧鏡山酒造や景観重要建造物等の歴史的建造物が残されている。この路線の整備を実施することで、駅周辺から伝建地区や喜多院等の歴史的町並み地区への歩行者ネットワークを形成し、回遊性の向上や歴史的風致の維持向上を図る。

事業は、平成 23 年度から平成 32 年度で計画する。

・歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクル構築調査

歴史的建造物は、所有者の高齢化、営利活動のノウハウの欠如、経済的負担から保存の断念による建物の損失、技術的知識の情報不足による安易な補修や建替えにより、景観や地勢的価値を損なうケースがあることから、個人や行政といった枠にとらわれない活用策を講じる必要がある。

このため、所有者、民間事業者及び行政の緊密な連携のもと、未活用の歴史的建造物の健全な保全を図ったうえで流通の促進及び利活用を進め、さらに包括的な施設の管理・運営を行い、事業の経済活動の中から資金を確保する仕組みの構築に向けた調査・研究を実

施する。

事業は、平成 27 年度から平成 32 年度で計画する。

・重点区域内回遊路整備検討調査

歴史的地区環境整備街路事業は、これまで伝建地区周辺における歴史的界限構築に効果を上げてきたが、これとともに今後の歴史的風致の構成区域を相互にネットワークし、無電柱化の検討、案内施設の設置等を交えた、街路整備について調査を行う。

事業は、平成 25 年度から平成 26 年度で計画する。

・都市計画道路見直し調査

北部中心市街地では、歴史的風致維持向上のため、伝統的建造物群保存地区、都市景観形成地域による面的拡大や、市指定文化財、都市景観重要建築物等の指定拡大を目指しているが、町並みの保全と既定都市計画道路との関係で調整が求められている。このため、交通円滑化方策等の検討とともに、都市計画道路の見直し調査を行う。

調査は、平成 24 年度から平成 26 年度で計画する。

オ 文化財の防災に関する具体的な計画

毎年 1 月 26 日の文化財防火デーに合わせ、県内で最も重要文化財建造物が集中する喜多院・東照宮・日枝神社で、川越市消防局・消防団、各文化財の自衛消防団、川越市文化財保護協会、川越市教育委員会が連携し、防火訓練を実施している。また、県指定建造物の三芳野神社でも旧川越城内の 2 自治会が協力して防火訓練を実施している。

伝統的建造物群保存地区では、「川越市川越伝統的建造物群保存地区防災計画」を平成 13 年度に策定した。地区の防災対策として、特に火災の延焼に対しては、街区内に歴史的風致を損なわない範囲で、空地や不燃建物による延焼遮断機能を強化することや、伝統的建造物の修理や新築建物の修景の際に、延焼防止性能を強化することとしている。また、大規模な災害時を想定し、ライフラインの損傷に影響されない消防水利の確保にも取り組む必要があるとして、誰にでも扱いやすい簡易型屋外消火栓の設置と防火水槽の増設、あるいは防災井戸の設置を行った。地区では、住民との協働により実現する防災システムの構築を目指し、防火訓練等を実施している。

今後もこれらの防火訓練等を継続するとともに、所有者・管理者とともに自動火災報知機や警備システムの整備に努め、また盗難などに対する情報共有など、所有者・管理者と関係機関、教育委員会との連絡を密にする。

カ 文化財の保存及び活用の普及啓発に関する具体的な計画

文化財の保存及び活用を図るためには、より広く市民に対しその存在や価値についての周知に努めなければならない。

本市においては、教育委員会文化財保護課による公民館や小中学校への講座や出前授業を通して、市民に対し積極的な普及啓発活動を図っている。また、市立博物館では、展示、各

種講座・教室、講演会、子ども向け文化財教室、ガイド、博学連携事業など普及啓発活動が活発に展開されている。成人向けの事業を積極的に実施するとともに、子どもの頃から郷土の文化財に対する理解と愛着を深めてもらうねらいをもって関連する事業を実施している。特に学校との連携を深め、授業の一環として文化財に触れる機会を提供することによって、また子どもたちに対し早い段階から普及啓発を図る取り組みを行っている。

今後も、同様の事業を継続発展させるとともに、文化財説明板や文化財回遊ルートの案内板等の充実、発掘調査や建造物修理現場説明会の積極的な開催により、文化財に対して理解を深める場の創出を図る。また、重点地区を中心に市内の観光ガイドを行っている(社)川越市シルバー人材センターとともに文化財の価値について普及啓発を図る。民俗文化財に対する普及啓発としては、川越氷川祭の山車行事をはじめとする様々な行事等を積極的に広報するとともに各種団体への助成等を充実させる。

□主な事業

・景観百選・景観ガイドライン等による啓発事業

川越市制 90 周年(平成 24 年度)に向けて、市制 70 周年時に選定した景観百選の改選を市民公募により行うことにより、歴史的風致を反映した景観啓発を図る。また、市民向けの歴史的風致維持向上のための景観形成に取り組むための景観ガイドラインを作成し、冊子、ホームページ掲載などにより公開する。

事業は、平成 24 年度から平成 27 年度で計画する。

キ 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域の伝建地区については、その一部の範囲が、「幸町遺跡」「元町 1 丁目遺跡」「旧鍛冶町遺跡」「旧志義町遺跡」という周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しているだけであるが、「川越城跡とされる範囲」「江戸時代の喜多院および周辺寺社地とされる範囲」については、その全域が該当している。埋蔵文化財包蔵地での開発行為に際しては、事前協議の中で設計変更の可能な範囲で、埋蔵文化財保存の方向へ努める。

なお、伝建地区では、歴史的風致の維持及び向上に必要な整備事業を実施する場合、その範囲が旧城下町の一部に入るため、城と城下町を一体のものとして捉える観点から、近世の遺構までを扱うこととし、埋蔵文化財の状況把握及び保護に努める。必要に応じて試掘・確認調査や工事立会を行い、適宜、周知の埋蔵文化財包蔵地として遺跡地図に反映させていく。

史跡に関しては、埋蔵文化財の保存と活用を図りつつ、周辺環境と一体的な史跡環境維持に努める。

ク 文化財の保存・活用に関わる各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内の団体は、地域の住民を中心に組織され、伝統的な地域コミュニティから発展したものが多い。景観保護については、今までも、行政とこれらの団体が協力して、合意形

成にいたるまで努力してきた歴史がある。今後も、これらの団体との連携を図り、景観計画策定に積極的な参加を求めている。

□主な事業

・伝統的建造物群保存地区保存活動への補助事業

伝統的建造物群保存地区決定以前から地区主導の組織として、自主協定である町づくり規範により町並み保存に取り組み、伝建地区決定後についても、市とともにまちづくりの主体として、助言・指導に取り組む団体に対し、毎年継続して支援を行う。

・川越氷川祭の山車行事保存会、伝統民俗行事保存会等への補助事業

川越祭りの山車修理の支援を含む、伝統継承活動を行う川越氷川祭の山車行事保存会をはじめ、川越市の民俗行事の伝統継承に寄与する活動に対して、毎年継続して支援を行う。

□重点区域内で活動する主な団体

① NPO法人川越蔵の会（歴史的風致維持向上支援法人）

昭和58年に発足し、住民・商店主、蔵造りの町並みに関心を持つ市内外の専門家、行政職員等からなる。平成14年にNPO法人となった。伝統的建造物等の記録調査、保全要請、提言などを行い、まちづくり関連のイベントを開催している。平成22年度地域づくり総務大臣表彰団体賞を受賞した。平成30年に歴史的風致維持向上支援法人に指定された。

② 川越一番街商業協同組合

主に、伝建地区を貫く中央通りに面した商店等からなり、昭和26年に発足した。商店街内の建築物の修復、修景などの実施主体である。自主協定「町づくり規範」を作成した。

③ 川越町並み委員会

川越一番街商業協同組合の諮問組織として、昭和62年に発足した。平成21年に伝統的建造物群保存地区全体の保存団体に移行した。平成27年に川越市都市景観条例に基づく都市景観推進団体に指定された。「町づくり規範」に基づく伝建許可の事前審査、助言を行い、併せて、景観に影響を与える建築物等の建築・変更などの助言を行う。平成29年に地方自治法施行70周年記念地方自治功労者総務大臣表彰を受賞した。

④ 十ヵ町会

伝建地区を含む12自治会により、平成5年に発足した。勉強会等の開催を通じて景観形成や町づくりへの理解を深め、「伝統的建造物群保存地区」の決定、都市景観条例に基づく「川越十ヵ町地区都市景観形成地域」の指定、「川越氷川祭の山車行事保存会」の結成に寄与した。なお、平成17年にまちづくり月間国土交通大臣表彰を受けている。

⑤ クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観協議会

都市景観条例に基づく「クリアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域」の指定に寄与した「新富町まちづくり協議会」の後任組織として、平成19年に発足。都市景観形成基準の一つである大規模建築物を計画する際の地元住民との協議の受け皿として機

能している。

⑥ **大正浪漫委員会**

川越一番街に隣接する大正浪漫夢通り商店街振興組合の諮問組織として、平成 6 年に発足した。商店主、研究者、専門家、行政職員等からなる。建築行為の事前審査、景観に影響を与える建築物等の建築・変更などの助言を行う。

⑦ **川越織物市場の会**

旧川越織物市場の保存運動をきっかけに、平成 13 年に発足した。旧川越織物市場の保存再生と活用に向けた活動を行っている。シンポジウム・旧川越織物市場の公開・お掃除会などのイベントを開催している。

⑧ **川越氷川祭の山車行事保存会**

川越氷川祭りの保存と伝承を図ることを目的に、平成 16 年に発足した。国の重要無形民俗文化財「川越氷川祭の山車行事」の保護団体として、祭り行事の調整や、普及活動として講演会の開催等を行っている。

⑨ **川越まつり協賛会**

長い歴史と伝統を誇る川越まつりを保存し、全市的なまつりに発展させることを目的に昭和 43 年に設立される。観光行政の一環として、まつり行事の全体調整を行う。また、山車等の修理に対する補助、下部組織である山車保有町内協議会は、山車を保有する町が組織し、川越まつりについての要望の調整や協議を行っている。

⑩ **川越市囃子連合会**

祭り囃子の技術練磨、保存育成、川越まつりの発展を目的に昭和 47 年に発足し、現在 37 団体で構成されている。各団体の情報交換や、後継者養成に努めている。川越まつり会館において、休日に実演を行うなど、積極的に普及活動を行っている。

⑪ **(社) 川越鳶組合**

鳶職は、江戸時代より町の治安・消防・公共作業等に従事し、伝統的なコミュニティと密接に関係してきた。昭和 44 年に川越鳶組合として発足した。山車受け持ち町内鳶頭による下部組織を有し、川越まつりの円滑な山車曳行のため、情報交換等を行っている。また、組合内に、木遣り会、纏会があり、伝統的な芸能の継承にも寄与している。

2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

(1) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する方針

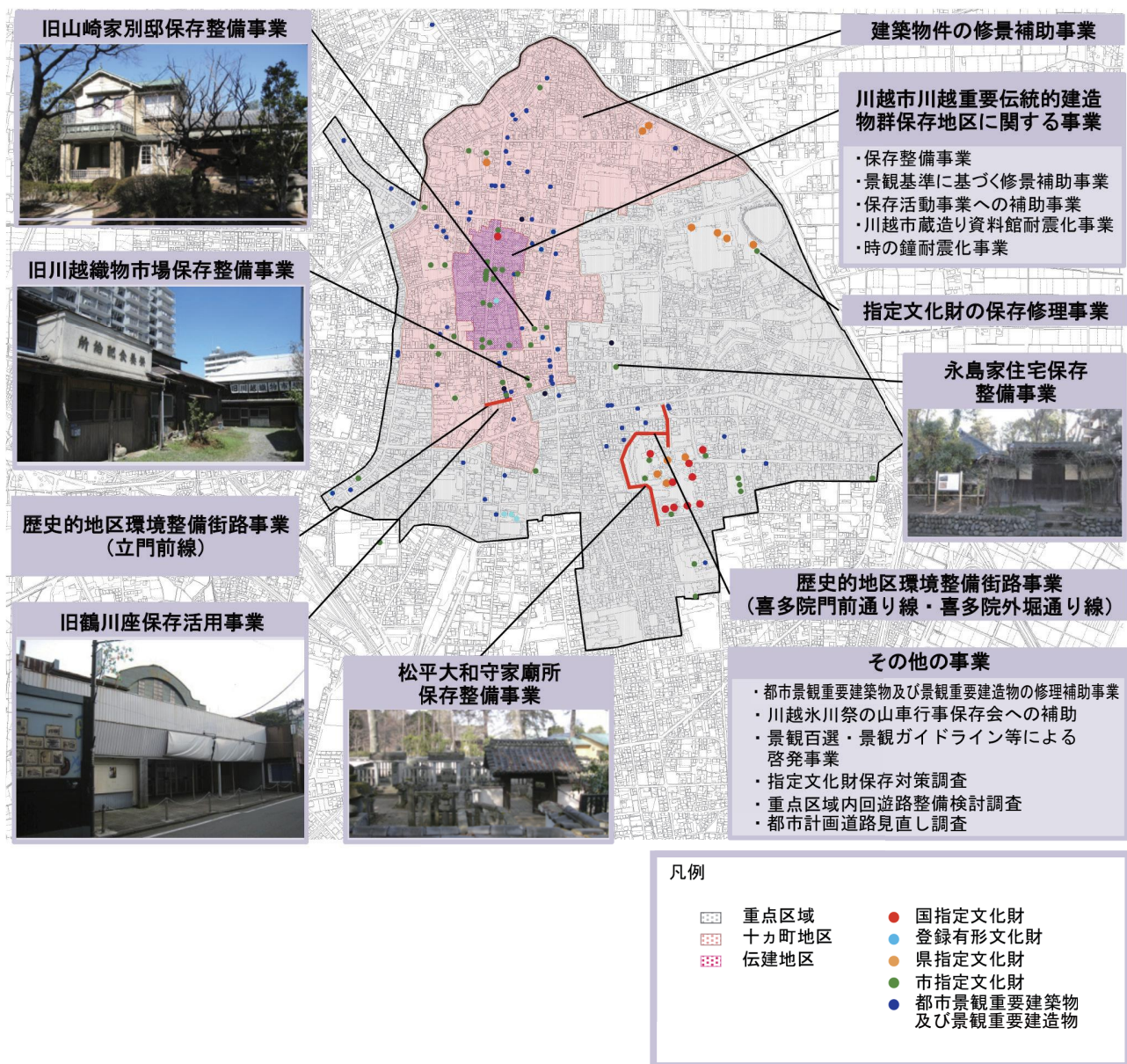
本計画における歴史的風致維持向上施設とは、川越市固有の歴史的風致を維持及び向上するために必要な施設や活動の場を指す。歴史的風致維持向上施設の整備にあたっては、川越市の文化財と調和した都市景観の形成に努め、民俗文化や市民の様々な活動の場としてふさわしいものとなるよう、関係機関と連携して実施する。また、整備を行った歴史的風致維持向上施設については、積極的な公開・活用を行い歴史的風致の維持向上を図るものとする。その維持管理にあたっては、市民と行政との適切な役割分担のもとで行われ、歴史的風致の維持向上に努めることとする。

ア 歴史的建造物の修理や整備に関する事業

重点区域には、歴史的建造物が多く残り、人々の生活と一体となって歴史的風致を形成している。これらについて、歴史的風致が損なわれないように適切な維持管理を行うとともに、必要な修理を行う。また、これら歴史的建造物の敷地を整備し、活用することによる拠点施設の創造をもって歴史的風致の維持向上を図る。

イ 歴史的町並みや拠点をつなぐ周辺環境の整備に関する事業

重点区域には、江戸時代から続く十ヵ町四門前の町割りと、歴史的街路の周辺には、人々の活動の歴史を物語る歴史的建造物が数多く残っている。この町で、これまで培われてきた人々の営みや活動と一体となって形成されている歴史的風致を維持向上させるために、一体的な町並みの形成に必要な事業を実施する。

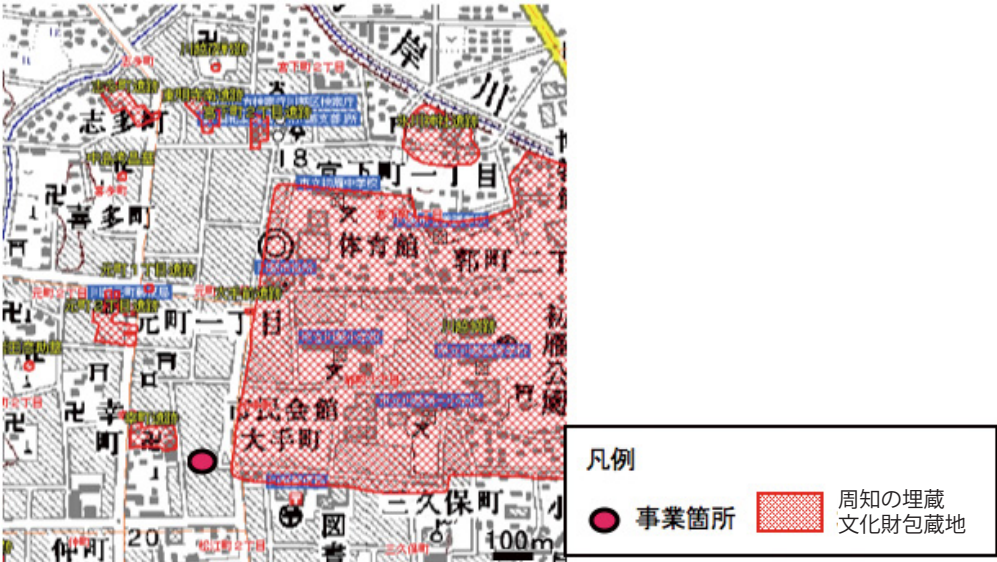


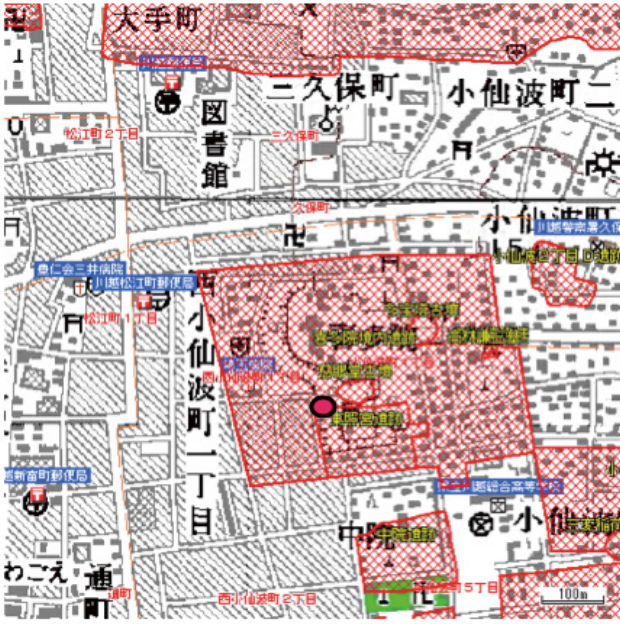
整備事業箇所の一覧

(2) 具体的な事業

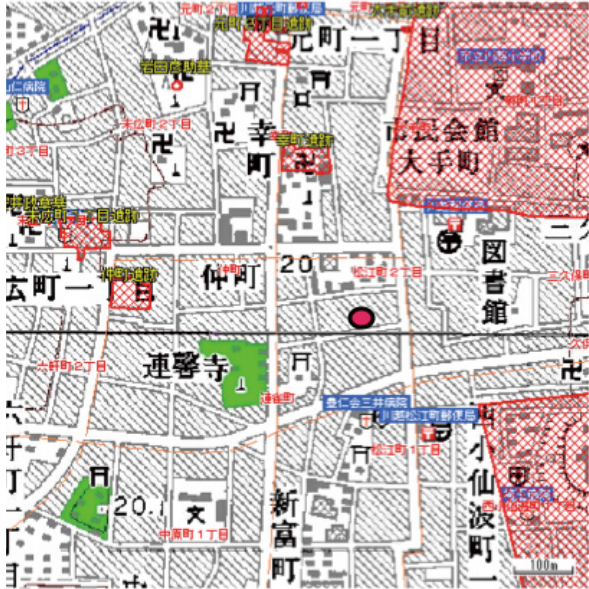
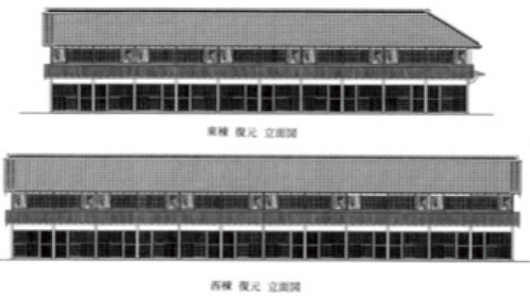
ア 歴史的風致の拠点となる施設の修理や整備に関する事業

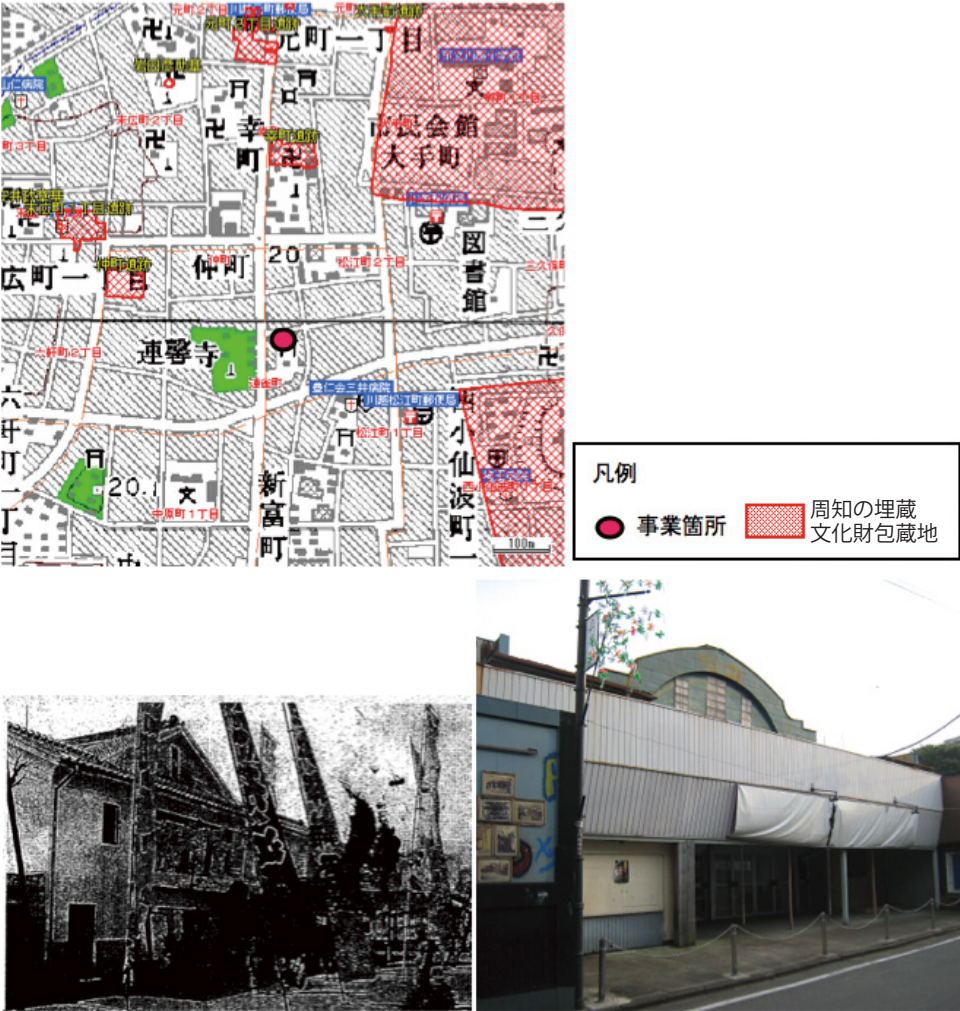
事業名	時の鐘耐震化事業
整備主体	川越市
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金 (文化財建造物等を活用した地域活性化事業(伝統的建造物群))
事業期間	平成26年度～平成28年度
事業位置	   時の鐘
事業概要	市指定文化財（建造物）の時の鐘は、明治26年の川越大火後に再建され、その後、塗装の塗り替えなどの小規模な修理は行ってきたが、建物全体の老朽化が進行し、一部軸組のずれや木部の腐朽が確認されている。建物の今後の保全を考えると大規模な修理の時期にきており、保存修理（耐震診断、実施設計、補強工事）を実施する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	貴重な歴史的遺産である時の鐘は、川越祭りで賑わう川越城の西側に形成された町人地のほぼ中央に位置しており、時報として、また火の見櫓として機能していた。長年地域の方に親しまれてきた時の鐘は、「残したい日本の音風景100選」にも選ばれ、市のシンボルとして多くの方が訪れる観光名所となっている。 そのような建物について保存修理を行うことによって、来訪者の安全確保と建物の保存が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

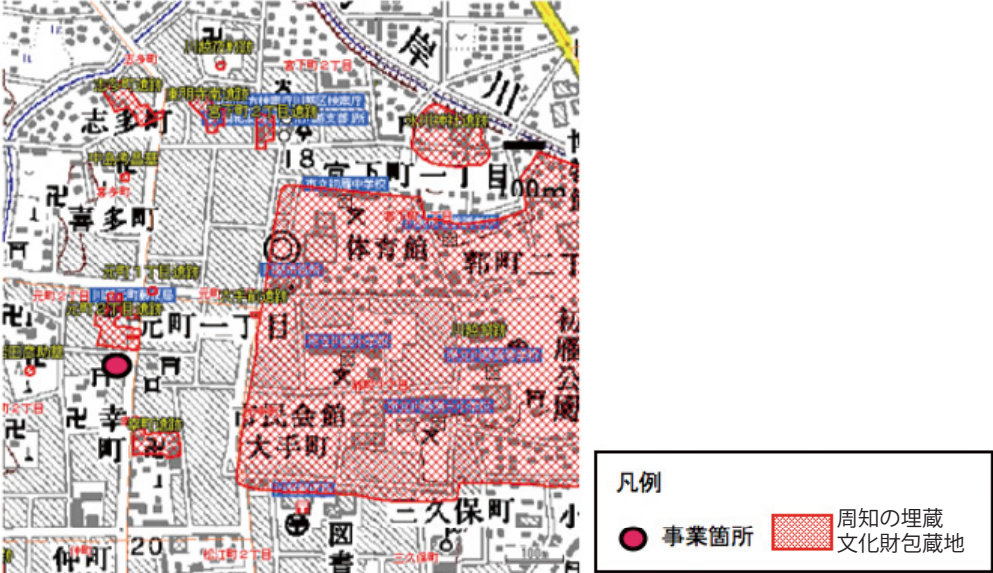
事業名	旧山崎家別邸保存整備事業
整備主体	川越市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成24年度～平成27年度
事業位置	  旧山崎家別邸玄関  旧山崎家別邸
事業概要	歴史的風致形成建造物に指定を行った旧山崎家別邸（市指定文化財）については、一般公開を目的とした土地の買戻しと、茶室を含む屋根・外壁・テラス・建具等の修復整備、及び庭園（国登録記念物）の復原整備などの保存修理（調査・実施設計・工事・報告書）を実施する。あわせて、外部トイレの設置など公開に必要な設備等の整備を実施する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	川越の迎賓的役割も演じた、物資の集散の歴史を代表する貴重な建物であり、市指定文化財・国登録記念物である当該施設を修理・整備し、常時一般公開を行うことで、本市の商業活動に見る歴史性への認識が深まり、町中に対する市民の愛着も増す。また、歴史的地区環境整備街路事業による街路整備箇所をつなぐ拠点が創出されることにより、来訪者の回遊性が高まり、裏通りにおいても歴史的建造物を活用しての商業活動が維持されることで、歴史的風致の維持向上が図られる。

事業名	市指定史跡松平大和守家廟所保存整備事業（修理補助）
整備主体	所有者
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成25年度～平成30年度
事業位置	 凡例 ● 事業箇所 ■ 周知の埋蔵文化財包蔵地  松平大和守家廟所
事業概要	喜多院の敷地内に位置する歴史的風致形成建造物の松平大和守家廟所（市指定史跡）の門塀、及び組積造の門・石垣・壇などで設えられた廟所については、経年劣化により風化・腐朽等による損傷がすすみ、一般参拝にも支障が生じているため、構造補強を含む保存修理（調査・実施設計・工事・報告書）を実施する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	川越藩最大の17万石となった松平斉典をはじめとする松平大和守家歴代の藩主を葬る貴重な廟所であり、本市の城下町としての繁栄を築いた藩主の廟所について、復原修理を前提に整備することによって歴史的風致の維持向上を図る。

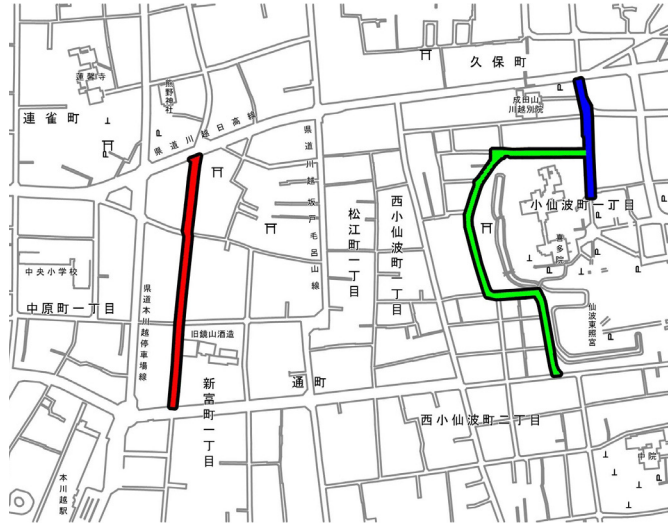
事業名	市指定史跡永島家住宅保存整備事業
整備主体	川越市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成30年度～平成32年度
事業位置	 永島家
事業概要	歴史的風致形成建造物に指定予定の永島家住宅（市指定史跡）については、川越城の城下町として、武家地の遺構を示す唯一の文化財であり、公開活用に向け、老朽化による損傷状態を調査したうえで、門塀、庭を含む保存修理（調査・実施設計・工事・報告書）を実施する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	川越唯一の武家住宅としての文化財であり、また、かつて川越祭り（神幸祭）が武家地へ練行した時期の芸場まわりの景観を残す場所でもあり、地域の拠点となるよう、復原修理を前提に整備し、公開活用することによって歴史的風致の維持向上を図る。

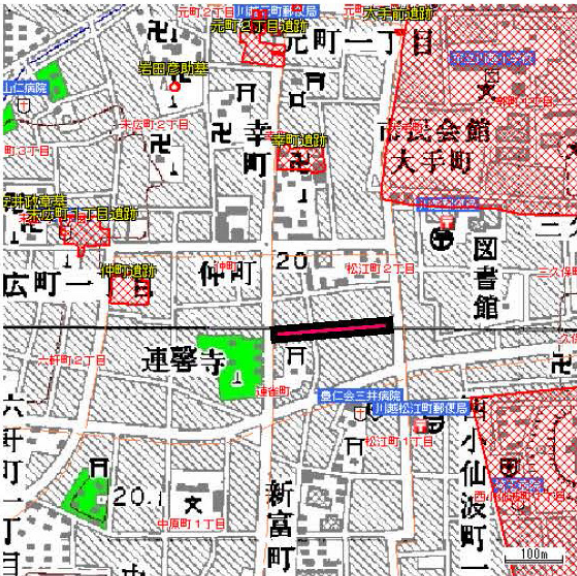
事業名	旧川越織物市場保存整備事業
整備主体	川越市
支援事業名	平成25年度～平成26年度 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成27年度～平成31年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成25年度～平成32年度
事業位置	   旧栄養配給所と旧川越織物市場 旧川越織物市場復原立面図
事業概要	歴史的風致形成建造物に指定予定の旧川越織物市場（市指定文化財）については、屋根の損傷が激しかったため、仮設の覆い屋をかけ、損傷の進行を防いでいるが、経年劣化による各部の老朽化は確実に進んでいる。このため、今後の再生活用を前提とした土地の買戻しと、旧栄養食配給所（市指定文化財）の建物を含む保存修理（調査・実施設計・工事・報告書）と外構整備を実施する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	物資の集散地川越の繁栄を伝える建物であり、全国的にも、織物市場と栄養食配給所の形態をそのままの形状で残す歴史上たいへん貴重な建築物である。物資の集散地ならではの交流拠点となるよう、復原修理を前提に整備し、活用することによって歴史的風致の維持向上を図る。

事業名	旧鶴川座保存活用事業
整備主体	川越市・民間事業者
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成27年度～平成30年度
事業位置	 明治時代の旧鶴川座 旧鶴川座
事業概要	歴史的風致形成建造物に指定予定の旧鶴川座（民間所有）については、映画館として営業していた時期の形状のまま、老朽化が進んでいるが、建築当初の芝居小屋としての形態に復原し、催事施設としての利用を前提とした保存修理（調査・実施設計・工事・報告書）を実施する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	川越祭りをはじめとする縁日における中心的場所であり、物資の集散地川越の娯楽を支えた蓮馨寺門前の賑わいの様子を伝える貴重な建築物であり、今後の交流拠点となるよう復原修理を前提に整備し、活用することによって歴史的風致の維持向上を図る。

事業名	川越市蔵造り資料館耐震化事業
整備主体	川越市
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金 (文化財建造物等を活用した地域活性化事業(伝統的建造物群))
事業期間	平成25年度～平成32年度
事業位置	  川越市立蔵造り資料館 の煙草蔵と庭 川越市立蔵造り資料館
事業概要	市指定文化財の「蔵造り資料館」は、もと煙草問屋の建物であり、昭和48年以降、市所有の公開施設とされてきたが、店蔵をはじめ文庫蔵、煙草蔵等の損傷が著しい。とくに店蔵は柱等の腐朽が著しく、大壁の耐力によって建っている状態と推測される。また、煙草蔵については不同沈下が進行している。解体の程度や修理方法などの検討を行い、短冊敷地における計画的な修理が必要とされるため、事前調査を実施し、保存修理(調査・実施設計・工事・報告書)を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝統的建造物群保存地区のほぼ中央に位置し、当時の商家の敷地全体を公開する施設として、また、往時の商家の様子を疑似体験できる場として重要である。明治26年の川越大火直後に建てられた蔵造り町家であり、添屋を伴う特徴的な外観や装飾性の少ない質実剛健な外観は、他の蔵造りとはやや趣を異にし、蔵造り建物の変遷やバリエーションを表すものとして貴重な建物である。この施設を一体的に復原整備することで、物資の集散地として発展した蔵造りの町並みに関する情報拠点として、また、町並み保存への理解を求める場として歴史的風致の維持向上を図る。

イ 歴史的まちなみや拠点をつなぐ環境の整備に関する事業

事業名	歴史的地区環境整備街路事業（喜多院門前通り線・喜多院外堀通り線・連雀町新富町通線）
整備主体	川越市
支援事業名	平成23年度～平成26年度 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成27年度～平成32年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成23年度～平成32年度
事業位置	 凡例 - 喜多院門前通り線 - 喜多院外堀通り線 - 連雀町新富町通線  喜多院門前通り線  喜多院外堀通り線  連雀町新富町通線
事業概要	喜多院門前通り線は、市街地北部の川越城跡、伝建地区方面から久保町通りの町並み、成田山川越別院を経て喜多院にアクセスする街路である。このため、喜多院への見通しを確保するための無電柱化と歩車道を区分するなかでの道路美装化を実施する。喜多院外堀通り線は、喜多院周りの旅館や飲食店等の歴史的建造物を残す街路であるが、屈曲の多い道筋であり、地区の生活道路でもある。このため、無電柱化とともに、歴史的な街路の認知度を高め、歩行者の安全性を考慮した道路美装化を実施する。連雀町新富町通線は、伝建地区と中心商業地との中間に位置し、沿道には登録有形文化財の旧鏡山酒造や景観重要建造物等の歴史的建造物を残す街路である。このため、歴史的な街路としての認知度を高め、景観に配慮した道路美装化を実施する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	喜多院界限には、門前の賑わいを支えた店舗や旅館等の歴史的建造物が現在も数多く残るものの、個々の建築物の保存に止まっている。かつての歴史的建造物の跡地ではマンション建設や駐車場化するケースも増えており、喜多院門前界限の歴史的景観形成の必要性が高まっている。このため、景観計画の重点区域としての取組とともに、喜多院周辺の街路整備を行い、人々の活動の歴史を物語る歴史的建造物と一体となった歴史的風致の維持向上を図る。また、駅周辺から喜多院や伝建地区に向かう街路である連雀町新富町通線には、旧鏡山酒造や景観重要建造物等の歴史的建造物が残されており、道すじを整備することで、回遊性の向上や歴史的風致の維持向上を図る。

事業名	歴史的地区環境整備街路事業（立門前線）
整備主体	川越市
支援事業名	平成24年度～平成26年度 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成27年度～平成31年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成24年度～平成32年度
事業位置	 凡例 ● 事業箇所 ■ 周知の埋蔵文化財包蔵地 ■ 埋蔵包蔵地  旧鶴川座  立門前線 正面に蓮馨寺
事業概要	立門前線は、蓮馨寺門前の賑わいを伝える中心的な街路であり、伝建地区と中心商業地との間に位置し、川越散策のネットワークを構成する重要な位置にある。このため、歩行者の安全性を考慮した道路美装化を実施する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致形成建造物に指定予定の旧鶴川座の面する街路であり、地区のまちづくり規範により町並み形成を進めている大正浪漫夢通りと交差する立門前線は、門前の繁栄を伝える歴史的建造物が現存するが、老朽化とともに空店舗化が目立っている。街路整備の実施により、蓮馨寺門前に残る、人々の活動の歴史を物語る歴史的建造物と一体となった、歴史的風致の維持向上を図る。

3 歴史的風致の維持向上に資するその他の事項

(1) 基本的方針

ア 歴史的風致の維持向上に資する支援事業

歴史的町並みに配慮した建築物や工作物の修景行為への支援、活気ある人々の生活や活動、伝統的行事の継承行為への支援を行うことで、本市特有の歴史的風致の維持向上を図る。

イ 歴史的風致の維持向上に資する啓発事業

歴史的風致への理解を深め、将来へ継承するため、啓発事業を行うことで、本市特有の歴史的風致の維持向上を図る。

ウ 歴史的風致の維持向上に資する調査事業

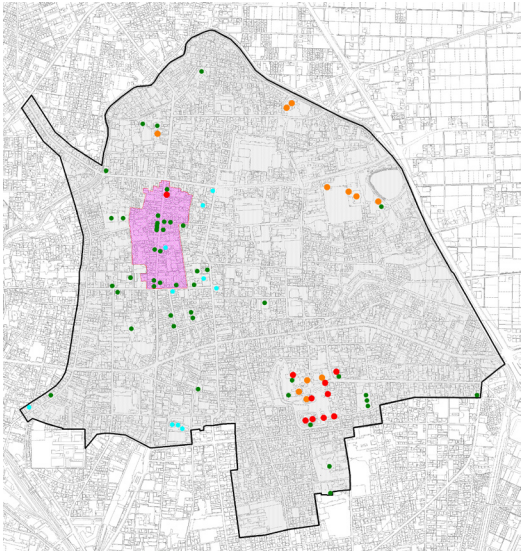
指定文化財並びにその候補となる歴史的建造物の保存活用に必要な調査事業を行うことで、本市特有の歴史的風致の維持向上を図る。

(2) 具体的な事業

ア 歴史的風致の維持向上に資する支援事業

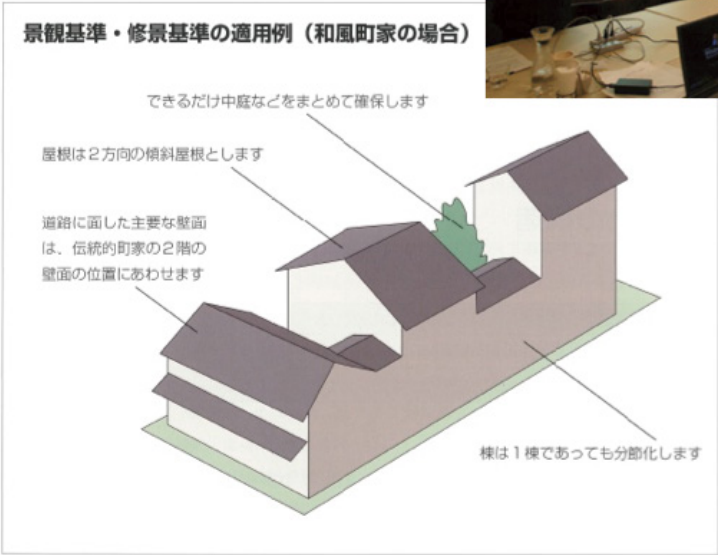
事業名	新築修景補助事業
整備主体	建築主・事業主
支援事業名	平成24年度～平成26年度 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成27年度～平成32年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成24年度～平成32年度
事業位置	川越市歴史的風致維持向上地区、川越市中心市街地地区 地域景観形成基準が定められた範囲
事業概要	伝建地区においては、新築等のファサード修景について、補助の設定を行っているが、川越十カ町地区都市景観形成地域については、新築意匠における基準設定はあるものの、支援策の設定がなく、指定文化財・都市景観重要建築物などの歴史的建造物に隣あっても、有効な修景措置がとれず、町並みの形成が図りにくい状況である。このため、伝建地区を除く重点区域内の都市景観形成地域において、建築物・看板等の新築行為等に対する修景補助を実施し、文化財の周辺環境の保全を図る。   重要文化財大沢家住宅に並ぶ新築修景事例 町並みの整備イメージ（まちづくりガイドライン）
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重点区域内において、伝建地区における修景・景観基準に準じた基準を設定し、修景補助を実施することにより、町並みの形成に配慮された建築物や工作物の創意工夫を促し、人々の生活や活動と一体になった歴史的風致の維持向上を図る。

事業名	都市景観重要建築物及び景観重要建造物の活用（修理費等の補助）
整備主体	建築主・事業主
支援事業名	平成23年度～平成26年度 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成26年度～平成32年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成23年度～平成32年度
事業位置	川越市歴史的風致維持向上地区、川越市中心市街地地区、重点区域全域
事業概要	伝建地区においては、伝統的建造物に特定された物件への修理補助が、国庫補助により設定されているが、そのほかの区域では伝建地区内と遜色のない都市景観重要建築物などであっても、伝建地区に比べ低率の市単独費のなかでまかなわれている。このため、都市景観重要建築物及び景観重要建造物の保存修理において、主要構造部と外観に係る修理費用について修理補助を実施する。       都市景観重要建築物の事例
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的町並みを構成する都市景観重要建築物及び景観重要建造物の外観保存を、伝建地区における修理基準に準じて行うことにより、人々の生活や活動と一体になった歴史的風致の維持向上を図る。

事業名	指定文化財の保存修理事業
整備主体	建築主・事業主
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成24年度～平成32年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	重点区域内においては、国指定文化財だけでなく、多くの国登録有形文化財・県指定・市指定文化財が点在しており、歴史的風致の形成に大きく貢献している。それらの貴重な文化財を保護していくためには、重点区域内の文化財を歴史的風致形成建造物に指定し、文化財の状況に応じて保存のための適切な修理等を行う必要がある。このため、これらの建造物の保存修理事業を実施し、修理等に係る費用の一部を助成する。  凡例 - 重点区域 - 伝建地区 - 国指定文化財 - 登録有形文化財 - 県指定文化財 - 市指定文化財  市指定文化財宮澤家住宅  市指定文化財原田家住宅
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重点区域内にある国登録有形文化財、県指定・市指定文化財の保存修理を適切に実施することで、人々の生活や活動と一体となった歴史的風致の維持向上を図る。

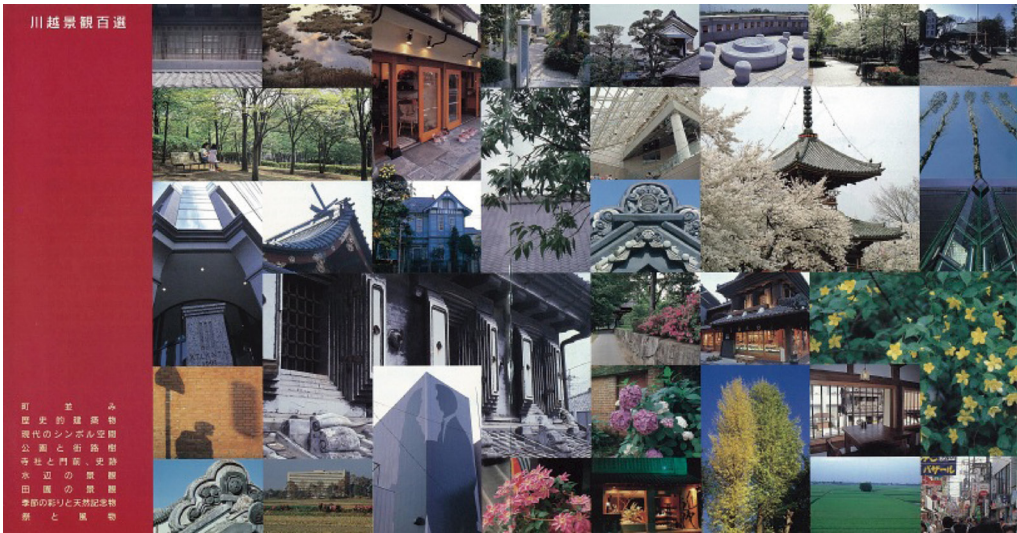
事業名	伝統的建造物群保存地区保存整備事業																																									
整備主体	建築主・事業主																																									
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費（重要伝統的建造物群保存地区保存事業費国庫補助）																																									
事業期間	平成23年度～平成32年度																																									
事業位置	川越市伝統的建造物群保存地区																																									
事業概要	伝建地区においては、132件（平成28年2月現在）が伝統的建造物に特定されている。修理事業として、伝統的建造物の外観の復原、現状維持及びそれに必要な構造補強等に要する経費を、修景事業として、伝統的建造物以外の建築物等の伝統様式に準じた外観の整備に要する経費を、それぞれ国庫補助対象の助成制度として実施する。 伝統的建造物以外の現状変更行為許可基準 <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>町並み基準</th><th>景観基準</th><th>修景基準</th></tr><tr><td rowspan="2">位置・規模</td><td>配置</td><td>道路に面する壁面の位置は、周囲に合わせる。周囲及び自らの日照、通気を保つために、隣家の状況を考慮して、中庭等の空地を確保するよう努める。</td><td>道路に面した棟は、町並みの連続性を保つために、隣家との間が離れすぎないように配慮する。ただし、敷地の形態・規模、道路の位置等により困難な場合は、連続性を保つ修景措置を施す。道路に面する2階の壁面の位置は、周囲の町家の2階の壁面に合わせる。周囲及び自らの日照、通風を保つために、町家を保つために、町家の構成や隣家の状況を考慮して、中庭等の空地をまとめて確保するよう努める。</td><td></td></tr><tr><td>高さ</td><td>11m以下とする。</td><td>主要な通りにおいては、道路境界線上で地上6mから10分の6の勾配を持つ斜線以内に建築する。</td><td>伝統的建造物に準ずるものとする。</td></tr><tr><td rowspan="5">建築物</td><td>構造</td><td>歴史的風致を損なわないものとする。</td><td>歴史的風致と調和したものとする。</td><td>伝統的建造物に準ずるものとする。</td></tr><tr><td>意匠</td><td>歴史的風致を損なわないものとする。</td><td>町並みと調和するように、伝統的建造物の建築様式を踏まえ、質の高い意匠とする。又、長大感を防ぐため、外観意匠は適宜分節することとする。屋根は両側へ垂下ろしの勾配屋根とする。ただし、保存地区の歴史的風致にとって支障がないと認められる場合は、この限りではない。色彩は、無彩色又は茶系を基準とする。</td><td>伝統的建造物の建築様式に準ずるものとする。</td></tr><tr><td>門扉</td><td>歴史的風致を損なわないものとする。</td><td>歴史的風致と調和したものとする。</td><td>伝統的建造物に準ずるものとする。</td></tr><tr><td>看板</td><td>歴史的風致を損なわないものとする。</td><td>歴史的風致と調和したものとする。</td><td>伝統的様式に準ずるものとする。</td></tr><tr><td>建築設備</td><td colspan="3">道路、公園、広場等公共の場所から容易に望見されないものとする。</td></tr><tr><td>工作物</td><td colspan="3">土地に定着する建築物以外の工作物の高さは、11m以下とする。ただし、さくの高さは2m以下とする。また、建築物に定着する建築物以外の工作物（アンテナを除く）については、建築物を含めた高さを11m以下とする。アンテナについては建築物等からの高さを5m以下とし、共同住宅等の場合は共聴アンテナとする。</td></tr></table>			項目		町並み基準	景観基準	修景基準	位置・規模	配置	道路に面する壁面の位置は、周囲に合わせる。周囲及び自らの日照、通気を保つために、隣家の状況を考慮して、中庭等の空地を確保するよう努める。	道路に面した棟は、町並みの連続性を保つために、隣家との間が離れすぎないように配慮する。ただし、敷地の形態・規模、道路の位置等により困難な場合は、連続性を保つ修景措置を施す。道路に面する2階の壁面の位置は、周囲の町家の2階の壁面に合わせる。周囲及び自らの日照、通風を保つために、町家を保つために、町家の構成や隣家の状況を考慮して、中庭等の空地をまとめて確保するよう努める。		高さ	11m以下とする。	主要な通りにおいては、道路境界線上で地上6mから10分の6の勾配を持つ斜線以内に建築する。	伝統的建造物に準ずるものとする。	建築物	構造	歴史的風致を損なわないものとする。	歴史的風致と調和したものとする。	伝統的建造物に準ずるものとする。	意匠	歴史的風致を損なわないものとする。	町並みと調和するように、伝統的建造物の建築様式を踏まえ、質の高い意匠とする。又、長大感を防ぐため、外観意匠は適宜分節することとする。屋根は両側へ垂下ろしの勾配屋根とする。ただし、保存地区の歴史的風致にとって支障がないと認められる場合は、この限りではない。色彩は、無彩色又は茶系を基準とする。	伝統的建造物の建築様式に準ずるものとする。	門扉	歴史的風致を損なわないものとする。	歴史的風致と調和したものとする。	伝統的建造物に準ずるものとする。	看板	歴史的風致を損なわないものとする。	歴史的風致と調和したものとする。	伝統的様式に準ずるものとする。	建築設備	道路、公園、広場等公共の場所から容易に望見されないものとする。			工作物	土地に定着する建築物以外の工作物の高さは、11m以下とする。ただし、さくの高さは2m以下とする。また、建築物に定着する建築物以外の工作物（アンテナを除く）については、建築物を含めた高さを11m以下とする。アンテナについては建築物等からの高さを5m以下とし、共同住宅等の場合は共聴アンテナとする。		
	項目		町並み基準	景観基準	修景基準																																					
	位置・規模	配置	道路に面する壁面の位置は、周囲に合わせる。周囲及び自らの日照、通気を保つために、隣家の状況を考慮して、中庭等の空地を確保するよう努める。	道路に面した棟は、町並みの連続性を保つために、隣家との間が離れすぎないように配慮する。ただし、敷地の形態・規模、道路の位置等により困難な場合は、連続性を保つ修景措置を施す。道路に面する2階の壁面の位置は、周囲の町家の2階の壁面に合わせる。周囲及び自らの日照、通風を保つために、町家を保つために、町家の構成や隣家の状況を考慮して、中庭等の空地をまとめて確保するよう努める。																																						
		高さ	11m以下とする。	主要な通りにおいては、道路境界線上で地上6mから10分の6の勾配を持つ斜線以内に建築する。	伝統的建造物に準ずるものとする。																																					
	建築物	構造	歴史的風致を損なわないものとする。	歴史的風致と調和したものとする。	伝統的建造物に準ずるものとする。																																					
		意匠	歴史的風致を損なわないものとする。	町並みと調和するように、伝統的建造物の建築様式を踏まえ、質の高い意匠とする。又、長大感を防ぐため、外観意匠は適宜分節することとする。屋根は両側へ垂下ろしの勾配屋根とする。ただし、保存地区の歴史的風致にとって支障がないと認められる場合は、この限りではない。色彩は、無彩色又は茶系を基準とする。	伝統的建造物の建築様式に準ずるものとする。																																					
		門扉	歴史的風致を損なわないものとする。	歴史的風致と調和したものとする。	伝統的建造物に準ずるものとする。																																					
		看板	歴史的風致を損なわないものとする。	歴史的風致と調和したものとする。	伝統的様式に準ずるものとする。																																					
		建築設備	道路、公園、広場等公共の場所から容易に望見されないものとする。																																							
	工作物	土地に定着する建築物以外の工作物の高さは、11m以下とする。ただし、さくの高さは2m以下とする。また、建築物に定着する建築物以外の工作物（アンテナを除く）については、建築物を含めた高さを11m以下とする。アンテナについては建築物等からの高さを5m以下とし、共同住宅等の場合は共聴アンテナとする。																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝建地区を構成する伝統的建造物の修理と伝統的建造物の様式に準じた外観修景を行うことで、川越祭りの舞台として、物資の集散地として、また、門前の賑わいを伝える町並みの保存整備を図ることにより、人々の生活や活動と一体になった歴史的風致の維持向上を図る。																																									

事業名	伝統的建造物群保存地区内の景観補助事業
整備主体	建築主・事業主
支援事業名	市単事業 平成27年度～平成32年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成23年度～平成32年度
事業位置	川越市伝統的建造物群保存地区
事業概要	伝建地区においては、伝統様式に準じた修景基準による整備について国庫補助が設定されるほか、川越市独自の伝統的建造物の相似的形状に合わせる景観基準が設定され、市単独費による景観補助が実施されている。また、平成25年度より社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）を導入し、地区内住民の修景への動機付けとなるよう、積極的に景観補助を進める。    伝統的建造物（左）に並ぶ景観基準による新築の事例 看板の事例
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝建地区を構成する建築物の外観修景の機会をとおして、まちづくりへの参画を促し、一体的な町並みの形成を図ることにより、人々の生活や活動と一体になった歴史的風致の維持向上を図る。

事業名	伝統的建造物群保存地区保存活動事業への補助事業
整備主体	川越町並み委員会
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成23年度～平成32年度
事業位置	川越市伝統的建造物群保存地区
事業概要	伝建地区決定以前から、地区主導の組織として、自主協定である「町づくり規範」により、町並み保存に取り組み、伝建地区決定後についても、市とともにまちづくりの主体として助言・指導に取り組む団体に対し、補助金を交付する。  川越町並み委員会の様子 景観基準・修景基準の適用例（和風町家の場合） 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝建地区における歴史的環境の保全を目的とした地域の自主的な住民活動を支援することにより、人々の生活や活動と一体になった歴史的風致の維持向上を図る。

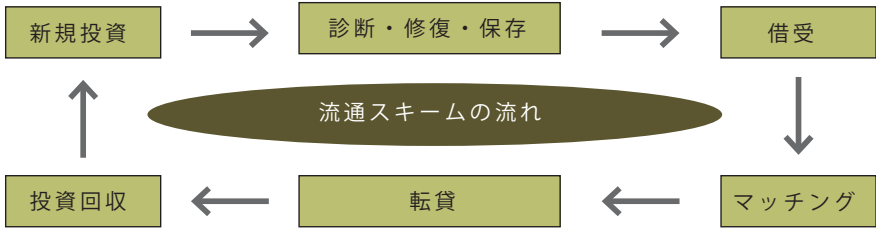
事業名	川越氷川祭の山車行事保存会、伝統民俗行事保存会等への補助事業
整備主体	川越氷川祭の山車行事保存会ほか伝統民俗行事保存会等
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成24年度～平成32年度
事業位置	氷川祭礼開催地ほか重点区域全域
事業概要	川越祭りの山車修理の支援を含む、伝統継承活動を行う川越氷川祭の山車行事保存会をはじめ、川越市の民俗行事の伝統継承に寄与する活動に対して補助金を交付する。  川越氷川祭の山車
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	川越氷川祭の山車行事保存会等の民俗行事保存活動を支援し、伝統行事の継承を推進することにより、人々の生活や活動と一体となった歴史的風致の維持向上を図る。

イ 歴史的風致の維持向上に資する啓発事業

事業名	景観百選・景観ガイドライン等による啓発事業
整備主体	川越市
支援事業名	平成24年度 市単独事業 平成25年度～平成27年度 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業の効果促進事業)
事業期間	平成24年度～平成27年度
事業位置	市内全域(歴史的風致維持向上計画の啓発となる区域)
事業概要	市制70周年(平成4年度)を記念して実施した川越景観百選の選定にあたっては、歴史的建造物の町並みや、シンボルの建造物をはじめ、地域に残る自然景観や伝統行事を中心とした民俗的景観などが数多く市民公募により提出された。毎年のように実施した景観百選ツアーへの参加者も定員を上回る盛況で、とくに歴史的景観への関心の高さをあらわしている。20年の経過のなかで、改めて公募による改選を行い、冊子の作成、HPへの掲載、景観百選ツアー等を実施する。また、歴史的風致維持向上を中心とする景観形成についての、市民向けのガイドライン等を作成し、冊子、HP掲載などで公開する。  川越景観百選冊子より
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	市制90周年(平成24年度)に、市制70周年時に選定した景観百選の改選を市民公募により行うことにより、歴史的風致を反映した景観形成の意識啓発を図る。また、市民向けの景観形成に取り組むための景観ガイドラインを作成することにより、歴史的風致の維持向上に対する意識啓発を図る。

ウ 歴史的風致の維持向上に資する調査事業

事業名	指定文化財の保存対策調査
整備主体	川越市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成24年度～平成25年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	川越祭りの舞台として、物資の集散地川越のシンボルとして重要な、時の鐘、蔵造り資料館等の市指定文化財建造物についての維持保全のため、修復の緊急性を把握する損傷状態をはじめ、耐震や防火等についての保存対策を講じるための調査を実施する。  時の鐘
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	市指定文化財建造物の耐震性や防火性向上の側面を加え、今後の修復対策を講じることにより、計画的な保存修理を実施し、積極的に歴史的風致の維持向上を図る。

事業名	歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクル構築調査
整備主体	川越市
支援事業名	市単独事業 平成28年度～社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業の効果促進事業)
事業期間	平成27年度～平成32年度
事業位置	重点区域内の都市景観形成地域の一部
事業概要	所有者の高齢化や世代交代等により、商売が営まれなくなった歴史的建造物は、個人や行政といった枠にとらわれない活用策を講じることにより、滅失の防止や損傷を防ぐ必要がある。 このため、所有者、民間事業者及び行政の緊密な連携のもと、未活用の歴史的建造物の健全な保全を図ったうえで流通の促進及び利活用を進め、さらに包括的な施設の管理・運営を行い、事業の経済活動の中から資金を確保する仕組みの構築に向けた調査・研究を実施する。 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	複数の歴史的建造物を総合的・包括的に取り扱うマネジメントサイクルを構築し、一連の流れを循環させ、歴史的建造物を適切に保存し後世に継承するとともに、その利活用と流通を促進することによって、歴史的風致の維持向上を図る。

事業名	重点区域内回遊路整備検討調査
整備主体	川越市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）
事業期間	平成25年度～26年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	昭和60年度調査である歴史的地区環境整備街路事業調査以降、平成元年度より計画に基づき歴みち事業が開始され、伝建地区及び周辺の回遊路整備として、歴史的界限構築に効果を上げている。当初から川越城跡、喜多院周辺などを結ぶ回遊路についても方針化されているが、今後の景観計画策定にあわせ、新たなルート設定や無電柱化の検討、案内施設の設置等を交えた、街路整備について調査策定する。 地区整備方針図 川越市歴史的地区環境整備街路事業調査報告書（昭和61年）
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	川越祭りの舞台となる伝建地区周辺の町並み、物資の集散地としての城下町川越、中世からの賑わいを伝える寺社門前からなる歴史的風致の構成区域を、既設の歴みち事業とともに相互にネットワークすることで、中心市街地活性化基本計画の基本方針にも位置づけられる「歩いて回遊したいまちづくり」を実現し、歴史的界限の構築を効果的にサポートすることにより、歴史的風致の維持向上を図る。

事業名	都市計画道路見直し調査
整備主体	川越市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成24年度～26年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	歴史的風致の維持向上を図るために、重点区域内においては、伝統的建造物群保存地区、都市景観形成地域による面的拡大や、市指定文化財・都市景観重要建築物等の指定拡大を目指しているが、町並み保全と既定都市計画道路との関係で調整が求められている。このため、交通円滑化方策等の検討とともに、歴史的風致維持向上に向けた都市計画道路の見直し調査を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重点区域となる北部中心市街地については、交通円滑化方策の調査、検討を行っており、公共交通機関の利用促進や、パークアンドライドによる交通需要の調整により、交通渋滞の緩和を図ることとしている。こうした自動車交通の抑制とともに、既定都市計画道路の見直しを検討することにより、城下町川越の特質である都市構造と町並みを効果的な都市計画事業とのバランスにより、可能なかぎり保全し、歴史的風致の維持向上を図る。

